

雲南市告示第 8 号

公募型プロポーザル方式に係る手続きの公告

次のとおり企画提案書の提出を公募します。

令和7年1月10日

雲南市長 石飛 厚志

雲南市公共施設照明 LED 化事業
公募型プロポーザル実施要領（提案書提出説明書）

1. 目的

雲南市は、令和4年6月に「雲南市脱炭素宣言」を表明し、令和6年3月には「雲南市脱炭素社会実現計画」を策定して、市民・事業者・行政等関係者がお互いに学びあい協力連携を図りながら、持続可能な地球環境を未来に引き継ぐため、2050年を目標に脱炭素社会実現に向けた様々な取組みにチャレンジしている。

脱炭素社会実現プロジェクトの一つである省エネの推進の取り組みとして、公共施設の省エネルギー化を推進するため、雲南市（以下「市」という。）が所有する施設の照明 LED 化をリース方式で実施する事業者の選定について、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、最も優れた事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要

(1) 事業名称

雲南市公共施設照明 LED 化事業(以下「本事業」という。)

(2) 事業内容

・照明 LED 化に係る調査設計、施工、施工管理及び関連業務

・リース期間中における照明設備の維持管理業務

※別紙「雲南市公共施設照明 LED 化事業仕様書」のとおり

(3) 事業対象施設

別紙「対象施設一覧」のとおり

(4) 事業期間

・照明 LED 化施工期間：契約締結日から令和7年9月30日まで

・リース期間：施設毎に施工完了の確認の翌月から5年間(60カ月)を基本とする。

※受託候補者との協議により変更することがある。

(5) 契約の方式

賃貸借契約 ※長期継続契約（各施設ごとの契約を基本とする）による。

(6) 提案限度額

総額90,024千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 事業者選定の方法

プロポーザルより、本事業を受託するに最も適した事業者を選定するものとする。

4. 担当部署及び問合せ先

- ・ 部署名：雲南市市民環境部環境政策課（雲南市役所本庁舎1階）
- ・ 住 所：〒699-1392 雲南市木次町里方521-1
- ・ 電 話：0854-40-1033
- ・ 電子メール：kankyouseisaku@city.unnan.shimane.jp

5. 日程（予定）

項目	日程
公告日	令和 7年 1月10日(金)
質問書の提出期限	令和 7年 1月21日(火) 午後5時必着
質問に対する回答期限	令和 7年 1月23日(木) 午後5時まで
参加表明書の提出期限	令和 7年 1月27日(月) 午後5時必着
参加資格確認結果通知	令和 7年 1月28日(火) 午後5時まで
企画提案書の提出期限	令和 7年 2月18日(火) 午後5時必着
プレゼンテーション審査実施日	令和 7年 2月19日(水)
審査結果通知日	令和 7年 2月20日(木)

6. 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者（以下「参加申込者」）という。）は、仕様書等の趣旨を理解し、本事業に関する実績と能力がある事業者で、参加表明書提出時点において、次の事項をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 市が実施する入札について、指名停止の措置を受け、公告日においてその措置の期間が満了していない者でないこと
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと
- (4) 次の各号のいずれにも該当しない者であること
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされている者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続きの申立てがなされている者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
 - オ 役員等が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者参加表明書受付を終了する

までに、市からの指名停止等に係る処分が満了していない者

7. 質問書の提出について

本案件に対する質問は、質問の趣旨及び内容記載の上、電子メールで送信すること。
質問内容及び回答については電子メールにより通知する。

- (1) 提出様式 質問書【様式3】
- (2) 提出期限 令和 7年 1月21日(火) 午後5時必着
- (3) 提出先 「4. 担当部署及び問合せ先」と同様とする。
- (4) 提出方法 電子メール:kankyouseisaku@city.unnan.shimane.jp
※提出期限までに、担当部署に電話で電子メールの到着を確認すること
- (5) 予定回答期限日 令和 7年 1月23日(木) 午後5時まで

8. 参加表明書の提出について

本プロポーザルに参加申込を行う者は、次のとおり書類等を提出し、参加資格審査を受けなければならない。

- (1) 提出書類
参加表明書【様式1】による。
- (2) 提出期限
令和 7年 1月27日(月) 午後5時必着
- (3) 提出先
上記「4. 担当部署及び問合せ先」と同様とする。
- (4) 提出方法
持参、郵送又は電子メールによる。
ただし、持参又は郵送の場合は事前に担当部署へ連絡すること。
- (5) 参加資格審査の結果通知
 - ① 通知日 参加表明書受理後随時通知、令和 7年 1月28日(火)まで
 - ② 通知様式 参加資格審査結果通知書【様式2】
 - ③ 通知方法 電子メール

9. 企画提案書の提出について

- (1) 提出書類
提案書は任意様式。ただし、正本には、提案書表紙【様式4】を添付すること。
提案書は、仕様書及び提案評価項目に基づいた内容を具体的に記載し、施設ごとの照明機器の仕様、LED照明導入後の効果を記載のうえ提出すること。
提案者において追加したい事項がある場合には適宜の記載を認める。なお、提案にあたっては、仕様書に記載の仕様を満たすことを基本とするが、満たせない事項がある場合に理由及び代替案を記載すること。

ア 提案書表紙【様式4】(正本のみ)

イ 提案書添付書類(任意様式)

- ① 使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。フォントは11ポイント以上とすること。
- ② 各提案書類には、各ページ下部中央に提出書類ごとの通し番号を振ること。
- ③ 提出書類はA4縦長ファイルに綴じたもので、用紙の大きさはA4版又はA3版(A3版はA4版折込)とすること。
- ④ 電気料金削減効果と二酸化炭素削減量については、「施設機器一覧」を参照し、次項を基準に積算すること。

- 1) 各施設ごとの中国電力業務用電力、高圧電力、従量電灯にて積算(令和6年4月直近のもの)で、季節区分は(その他季節)の基本料金、電力量料金
- 2) 再生エネルギー促進賦課金を加算
- 3) 燃料費調整額を含めずに積算
- 4) 中国電力発電CO₂排出係数(令和5年度実績)

ウ 見積提案書(任意見積書様式・要社印)

各施設ごとに費目等の詳細を記載し、長期継続契約期間における賃貸借金額の総額及び賃貸借金額の月額が記載された見積書を提出すること。合計欄には消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載すること。

(2) 提出期限

令和7年2月18日(火) 午後5時必着

(3) 提出先

上記「4. 担当部署及び問合せ先」と同様とする。

(4) 提出方法

正本(紙媒体)1部、副本(紙媒体)5部を持参又は郵送により提出すること。
また、正本の電子データ(CD-R又はDVD-R)を1部提出すること。

10. プレゼンテーション

(1) 実施日時・場所

令和7年2月19日(水) ※時間及び場所については、別途通知する。

(2) 実施時間

30分以内(提案内容の説明15分、ヒアリング15分)

(3) 出席者

4名以内(出席者は最小限とする)

(4) その他

ア プレゼンテーションの順番は、市が提案書を受理した順番とする。

イ 提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。

ウ プレゼンテーション会場には、スクリーン及びプロジェクター(HDMIケーブル)のみ市が準備する。

11. 企画提案書の審査及び選定方法について

(1) 選定委員会の設置

・企画提案書の内容を、「審査基準」に基づき審査し最優秀提案者を選定するため、

雲南市公共施設照明 LED 化事業公募型プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

・選定委員会の委員

委員長：市民環境部長

委員：総務部長、産業観光部長、脱炭素推進担当統括監、脱炭素推進担当管理監

事務局：市民環境部環境政策課

(2) 審査日

令和 7 年 2 月 19 日 (水)

(3) 審査及び選定方法

・提案書、見積金額、プレゼンテーション及びヒアリングにより提案内容を、別紙「審査基準」に基づき選定委員が評価し、最優秀提案者を受託候補者として選定する。

・評価点数には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の選定は行わない。

1 2. 選定結果について

(1) 通知日

令和 7 年 2 月 20 日 (木)

(2) 通知方法

審査結果通知書【様式 5】により、電子メール及び書面で通知する。

(3) 異議申し立て

非選定となった事業者は、審査結果の通知の日の翌日から起算して 7 日(休祝日を除く)以内に書面(任意様式)により、非選定となった理由(事業者の評価点のみ)を求められることができる。なお、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

1 3. 失格要件

(1) 提案期日を過ぎて提出書類が提出された場合。

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

(4) 本実施要領に違反すると認められる場合。

(5) 上記「6. 参加資格要件」を満たさなくなった場合。

1 4. 最優秀提案者との協議

最優秀提案者を受託候補者とし、本事業の契約交渉を行うものとする。

(1) 提案内容に基づいて当該業務の仕様等について精査・調整・協議を行い、両者の協議が整った場合、契約を締結するものとする。

(2) 契約する際の仕様については、提案書及び前記(1)を盛り込み作成する場合がある。

(3) 提案の資料及び内容については、見積金額で実施できることを確約したものとみなす。

(4) 受託候補者との協議が整わないときは、次順位の提案者と契約に関する協議を行うことができる。

(5) 提案者との協議が整わない場合、契約を締結しない。

15. その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めない。
- (3) 提出書類は、本プロポーザルにおける事業者選定以外の目的では使用しない。
- (4) 本プロポーザルにかかる費用は、すべて参加申込者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を市に請求することはできない。
- (5) 参加表明書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するとき(選定後に辞退するときも含む。)は、プロポーザル参加辞退届【様式6】を提出すること。
- (6) 次の事項のいずれかに該当する企画提案は失格とする。
 - ① 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合は又は不備があった場合
 - ③ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ⑤ プレゼンテーション開始時刻までに会場に来なかった場合
 - ⑥ 見積書の金額が、上限額を超過した場合
- (7) 参加申込者又は企画提案者が1者の場合でもプロポーザルを実施する。
- (8) 提案書の著作権は、当該提案書を作成したものに帰属するものとするが、当該業務の契約相手となったものが作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部または全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。
- (9) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (10) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) LED 化対象公共施設及び市所管部署へ電話等により直接問い合わせることは厳に禁止する。
- (12) 本業務は、プロポーザル方式により事業者を選定するものであるため、具体的な工事内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ市との協議に基づいて決定するものとする。
- (13) 既存設備の撤去工事、本設備の設置工事及び維持管理において地元電気工事業者の活用を優先的に行い、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。
- (14) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加申込者に対して市は一切の責任を負わないものとする。